

機構発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

機構発注工事において、次のとおり社会保険等未加入対策を強化することとしましたので、お知らせします。

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげることに加え、発注者としても公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成27年1月1日から順次実施してきたところです。

これまでの対策を通して、建設業者の社会保険等の加入は着実に進んでいますが、国土交通省が目標に掲げている平成29年度における建設業者の加入率100%に向け、国土交通省に準じて下記のとおり対策を強化することとしましたので、お知らせいたします。

・本年5月1日以降に入札公告等を行う全ての工事において、二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定することとしております。

社会保険等未加入業者である二次以下の下請業者が、直ちに工事の施工から排除されることのないよう、一定の期間（猶予期間）を設けた上で、元請業者において当該社会保険等未加入業者に対する加入指導を行うことを求めています。

・加えて、猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、元請業者に対し、違約罰等の措置を講じることについては、本年10月1日以降に入札公告等を行う全ての工事において適用します。

（なお、既の実施している元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する対策等についても、引き続き実施してまいります。）

・また、工事請負契約締結後に受注者より機構へ提出する請負金額内訳書には、社会保険等に係る法定福利費を明示するものとします。

（※）「社会保険等」とは 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。